

令和3年 議案第17号

みよし市生涯学習推進基本計画策定懇談会委員の選任について
上記の議案を提出する。

令和3年5月18日提出

みよし市教育委員会

教育長 今 瀬 良 江

説 明

この案を提出するのは、生涯学習推進基本計画を策定するため、生涯学習推進基本計画策定懇談会委員を新たに選任する必要があるからである。

令和3年度 生涯学習推進基本計画策定懇談会名簿（案）

	役職	氏名	団体名等	備考
1	委員	青木香保里	愛知教育大学	学識経験者
2	〃	遠藤 秀紀	東海学園大学	学識経験者
3	〃	原口百合子	みよし市教育委員会代表	教育委員代表
4	〃	秋松 成喜	みよし市社会教育委員会代表	社会教育代表
5	〃	吉澤 通記	みよし市立小中学校長会代表	学校教育代表
6	〃	松崎 俊司	いきいきクラブみよし連合会代表	市民団体代表
7	〃	富樫佐智子	みよし市文化協会代表	市民団体代表
8	〃	出原 裕仁	なかよしクラブ代表	市民団体代表
9	〃	宮澤 義弘	みよしさんさんスポーツクラブ代表	市民団体代表
10	〃	新谷 千晶	NPO代表	市民団体代表
11	〃	岡田 昌平	市内に住所を有する者	

みよし市生涯学習推進基本計画策定懇談会に関する要綱

(目的)

第1条 本市における生涯学習の推進に当たり、外部の視点からの意見又は助言を求めるため、みよし市生涯学習推進基本計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇談会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習に関する基本的な方針に関すること。
- (2) 生涯学習推進の進捗状況に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に関し教育委員会が意見を求める必要があると認める事項

(出席者)

第3条 教育委員会は、次に掲げる者のうちから、懇談会への出席を依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育委員の代表者
- (3) 社会教育の代表者
- (4) 学校教育の代表者
- (5) 市民団体の代表者
- (6) その他市長が必要と認める者

(会議の運営)

第4条 懇談会の参加者は、その互選により懇談会を進行する座長を定めることができる。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、懇談会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 懇談会の開催期間は、1年間を目途とする。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、生涯学習担当課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。